



「身に覚えのない商品が送られてきた」という相談が増えています!

事例

- お試し商品を注文して購入したところ、翌月に同一商品が再び送られてきた。
 - ➔ **定期購入** である可能性があります
- 突然、身に覚えのない商品が送られてきた。
 - ➔ **送り付け商法** の可能性があります



対応手順

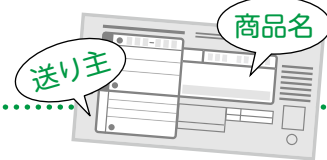
- 1 本人や家族などが注文した商品かどうか自信がなく、「代引き」で送られてきた場合、**その場で料金を支払わず、宅配業者に商品を預かってもらう「受取保留」**を利用しましょう。
 - ※代引き料金を支払ってしまうと、後から払い戻しはできません。
 - ※受取保留には期限があります。

お預かり
します



この荷物を
「**受取保留**」で
お願いします

- 2 必ず「**送り状**」の写真を撮るか、**送り主・商品名**などをメモしておきましょう。



- 3 注文した商品かどうか確かめるため、次のことを確認しましょう。

- ①商品が送られてくる前に、業者から連絡がなかったか?
- ②以前に、同じ商品が送られてきていないか?
 - ※心当たりがある場合は、定期購入で契約した可能性があります。契約内容を再確認しましょう。
- ③本人以外の家族や知人が注文していないか?
 - ※他の人が、本人への贈答品として注文していることがあります。
- ④注文先と発送元が別の会社になっていないか?
 - ※注文したサイトで発送状況を確認するか、注文先に問い合わせましょう。

➔ **注文をしていない 確信がある 場合** (上記③の①～④のいずれにも当てはまらない場合)

- 商品を受取保留中の場合は、宅配業者に「受取拒否」を伝えます。
- 代引きでない場合で商品を受け取っている場合は、商品の送付があった日から14日間(業者に商品の引き取りを請求したときは、請求の日から7日間)は保管をした後に、処分できます。

➔ **注文したかどうか 自信がない 場合** (上記③の①～④のいずれかに該当する可能性がある場合)

- 送り状の「送り先」に連絡して注文内容を確認します。
- ※連絡をしたくない事情がある場合は、消費生活センターに相談しましょう。



「**注文したかどうか自信がない状態**」で受取拒否をした場合(業者からの請求も無視した場合は)、弁護士や債権回収会社を通じて訴訟を起こされる可能性があります。

分からないことは、消費生活センターに相談を!!